

令和3年1月20日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	松	林		聡
市	民	橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会	計	中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	広	瀬	義	樹
保	険	寺	山	理	津
福	祉	中	村	祐	介
産	業	嶋	江	克	彰
商	工	江	島	裕	臣
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環	境	田	代		章
水	道	染	川	康	輔
教	育	山	崎	公	和
生	涯	幸	尾	か	おる

令和3年1月20日（水）議事日程

開会・開議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
日程第4 報告第1号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）
（報告、質疑）
日程第5 議案第1号 財産の取得について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開会

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、鹿島市議会令和3年1月臨時会を開会いたします。

開議に先立ちまして申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、出席者のマスク着用をお願いし、マスク着用のままの発言を認めます。また、議場の扉を開放して会議を進めます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（角田一美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、14番松尾征子議員、15番松田義太議員、1番中村日出代議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程案のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷川事務局長。

○議会事務局長（谷川清高君）

諸般の報告をいたします。

本日招集の1月臨時会に市長から報告1件、議案1件の提出がありました。報告事項、議案番号及び議案名は配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から、令和2年度10月分の出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（角田一美君）

次に、日程第3．議案の一括上程であります。

報告第1号の報告1件及び議案第1号の1議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

では、皆さんおはようございます。松の内を過ぎて早々の議会となりますが、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、今回の市議会臨時会に提案をいたします議案は、報告が1件、財産の取得が1件でございます。

それでは、提案の理由の要旨を説明いたします。

まず、報告第1号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、事故によります損害賠償の専決処分でございます。市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をしたもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

次に、議案第1号 財産の取得について申し上げます。

これは、ICT教育を推進するため、小・中学校用の備品として学習用コンピューターを購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案をいたしました議案の概要につき説明をいたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当の部長、課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第4 報告第1号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．報告第1号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）の御説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

専決処分をいたしましたのは、交通事故の損害の賠償でございます。

事故の内容は、庁用車による接触事故でございます。

事故の発生は、令和2年10月21日、場所は、市役所庁舎前、市道を挟んだ市役所第1駐車場内でございます。

事故の概要について御説明いたします。

職員が公務のため外勤をした後に庁用車を所定の駐車場所に駐車するため、市役所第1駐車場の中央の通路を走行中、前方左側の通路から進入して車両前方部分が出た状態で停車した車両の発見が遅れてしまい、相手方車両の前方に庁用車の左側側面が接触したものでございます。

相手方の車両はフロント部分が損傷しましたが、幸いにして相手方のお体におけがはありませんでした。当該職員についてもけがはありませんでした。

令和3年1月4日に示談が成立しましたので、同日、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づきまして専決いたしております。

なお、相手方への損害賠償金額26,040円は、全額、全国市有物件災害共済会の保険金で賄われております。

職員の運転につきましては、日頃から安全運転を心がけ、十分に注意するよう指導を行っているところではございますが、今後はなお一層徹底をしていきたいと考えております。

以上で専決処分事項の報告をいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第5 議案第1号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第1号 財産の取得についてであります。

当局の説明を求めます。山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

それでは、議案第1号 財産の取得について御説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

I C T教育を推進するため、小・中学校用備品として学習用コンピューターを購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が20,000千円以上の財産の取得となりますので、この案を提出し、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、学習用コンピューター2,463台で、取得の目的は、児童・生徒の1人1台の学習用コンピューターを整備するためです。

契約金額は141,459,670円、契約の方法は、条件付一般競争入札による契約、契約の相手方は、株式会社学映システムとなっております。

次に、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

取得をする学習用コンピューターの主な仕様として、オペレーティングシステムはグーグル・クローム・OS、CPUはインテル・セロン同等以上、ストレージは32ギガバイト以上としております。

整備の台数は、小学校が1,613台、中学校が850台の合計2,463台となっております。

仮契約までの経過について御説明をいたします。

令和2年9月議会で、小学3年生から中学3年生の学習用コンピューターの購入費用について補正予算で議決をいただき、10月30日に指名競争入札により3者を指名、この時点で11月17日の入札を予定しておりましたが、11月12日までに2者から辞退届が提出をされたため、入札の中止を決定しております。

その後、全国的に新型コロナウイルス感染症が再拡大をしている状況等を鑑み、12月議会において、令和3年度以降に整備を予定していた小学1年生、2年生用のコンピューターを前倒しで整備するための補正予算の議決をいただいております。

12月8日に、小学1年生から中学3年生までの学習用コンピューター購入について条件付一般競争入札の公告を行い、令和3年1月7日の入札の結果、入札参加者は1者、株式会社学映システムが落札をし、1月12日に仮契約をいたしているところです。

本日の臨時議会で議決をいただければ、本契約を行い、1人1台の学習用コンピューターの整備を早期に進め、来年度からの学校現場での活用を進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

おはようございます。よろしくをお願いいたします。

まずそれでは、11月12日に指名業者2者から辞退届が提出されたため入札中止を決定とあります。この入札の辞退届の理由を説明してください、

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

この指名競争入札、仕様の中で納期を3月末までといたしておりました。全国的にパソコンの納品等が遅れている状況ということで、納期までに納品の見込みが難しいということでの辞退理由でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、1月7日に入札があったわけですけど、これは応札されたのは1者だけですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

1月7日の入札における応札者は1者でございました。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

1者では入札は成立するわけですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今回の入札方法につきましては、条件付一般競争入札ということで入札方式を取っております。

一般競争入札の場合は応札者が1者でも競争が成立するということで、入札は成立をいたします。

参考までに、指名競争入札の場合は、1者のみの応札では競争が働かないということで入札を執行しておりません。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、もう一度すみません、指名競争入札では応札者がいなければ入札成立しないわけでしょう。もう一度すみません、説明をお願いします。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

指名競争入札の場合は、1 者応札では入札は成立をさせておりません。入札不調ということでの取扱いをいたしております。

一般競争入札の場合は、応札者が1 者であっても入札が成立するということでの取扱いをいたしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、指名競争入札から一般競争入札に変えられた理由は何ですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

1 回目の指名競争入札につきましては、市内や県内の事業者への発注の可能性を求めて指名競争入札ということを選択いたしました。

指名競争入札においては、市内の事業者や県内の事業者を参加させることができるのではないかと、また、工事や物品納入の確立性を図るという意味から、指名競争入札、鹿島市の場合では、多くを指名競争入札の方式で入札を行っているところでございます。

そうした中で、今回の仕様、パソコンの取扱いが可能かどうかということで、パソコンを取り扱う県内の事業者40者に仕様書を示し、導入できるか、導入可能かどうかという調査を行ったところでございます。取扱いが可能と回答された事業者3者を指名し、入札の執行を計画いたしましたところでございます。

そうした中で、取扱い可能と回答されたんですけども、先ほど申しましたように、仕様の中での納期の問題等がありまして2者が辞退をされたということで入札を中止いたしました。

2回目、先ほど申しましたように、1回目の指名業者に確認を行ったところ、全国的なパソコンの品薄の状況であるということで入札が不調になったことで、指名競争入札が不調になった場合には、地理的条件等、また、枠を広げて、1回目は県内の事業者さんに調査をかけて指名競争入札を執行しようとしたんですけども、通常、条件を変えて、その範囲を広げたりということで指名競争入札を再度行うという方法もございますけれども、今回はそういうパソコンの品薄の状況等がございましたので、地理的条件を広げて指名競争入札を再度行うということでは必要な3者——鹿島市の場合では3者を指名しなければならないということで規定をいたしておりますので、3者がそろわない可能性があり、再度不調になるおそれがありました。また、対応の調査を行う必要から、選定に時間がかかり、さらに納期が短くなるというおそれもございました。一般競争入札では、時間的に短縮ができ、また、対応可能な事業者が幅広く参加できることから、2回目は一般競争入札を選択したところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、この140,000千円の価格は、競争がないわけですからそのまま100%ということですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

今回、物品の購入ということで、予定価格の事前公表をいたしておりませんので、100%ではございません。

以上です。（「あと1回説明して」と呼ぶ者あり）予定価格に対して100%かというお尋ねかと思いますが、物品購入等の場合においては予定価格の事前公表をいたしておりませんので、予定価格に対する落札率は100%ではございません。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、この業者で間違いなく納品ができるわけですか。品薄とかなんとかかなっているわけでしょう。その業者で間違いのないわけですね。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

鹿島市といたしましては、仕様を示し、納期を示し、応札をされたということ、それと、入札参加資格の申請、鹿島市に登録がございます。そういった中の審査をしたこと。また、県内でもかなり実績がえられる事業者さんとお聞きをいたしております。県のほうとかでも導入をされているということでお聞きをいたしておりますので、そこは担当課のほうと十分調整をしながら導入していただくものと考えております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの件につきましてお尋ねをしたいんですが、先ほど全員協議会の中で、修理が出た場合には予算的にどうなるかとお尋ねしましたら、1年間は保証がついているというような御説明をいただいておりますが、それと同時に心配しますのは、これは自宅に持ち帰りもできるんだと、そういう御説明がありました。そういうことになりますと、特に小さい子供たちだけじゃないんですが、紛失をするというようなことだって起きないとは言えないんですね。そういうふうにして紛失をした場合の補償の責任といたしますか、そういうのはどのようなふうに取り扱われるようになっているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

子供たちが端末を自宅に持ち帰って学習課題等をするということも想定をしております。その中で、当然、端末の破損だったりとか、言われるように紛失という可能性も想定されるところでございます。基本的には市の備品ということで、管理、使用ルールについては子供たちに対しても、使用についての注意事項、ルールというのを定めていくようにしております。その中で丁寧な利用については徹底をしていきたいということで考えておりますが、不測の事態でいろんなことが起こることが可能性ありますので、そのときの修理あたりとか紛失についての対応ということになりますけれども、ある程度の子供たちが通常使っていく中で、言われるような、ぶついたりとか落としたりとか、不注意でそういうこともあります。そこを厳密に、例えば、それぞれの家庭のほうで見てくださいというようなところ、そこまでは求めていけないと考えておりますけれども、そこに故意に何かそういったことがあれば、そこはちょっと相談をさせていただくようなことも考えていきますけれども、基本的には、通常の使い方の中で不本意にそういうようなことが起こった場合は市のほうで対応をしてい

くことになっていくと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ということは、紛失、最悪の場合、市のほうで対応するという、個人には責任を負わせないということでその辺は考えていいんですかね。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

個々のケースケースで多分判断はしなければいけないことが出てくると思います。そこに故意にわざとそういったことを起こしたりとかだつた場合には、当然そこについて責任というのを求める可能性もありますけれども、通常の使い方の中で、例えば、本人が不注意でとか、そういう意図しないで落としたりとか紛失をしてしまったというときには、そこはケース・バイ・ケースの中で対応をしていくことになると思います。そこら辺についても、今後細かい管理、運用のところはまた検討をして定めていきたいということを考えております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最悪の場合、個人に負担がかかるようなことが起きないとは言えないわけですが、じゃ、お尋ねしますが、これは1台幾らですか。この総額で割っては1台分は出ないでしょうね。1台幾らになりますか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

今回、物品の購入ということですので、140,000千円ぐらいの落札の額で二千数百台ということになります。割り戻せば1台当たり57千円程度になってくると考えております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今57千円程度ということですが、最悪の場合、家庭にそういう負担がかかるというようなことだって考えられるわけですね。だから、そういう辺の取扱いについては十分対応して、子供たちはしないと思いますが、よっぽど許せないようなこと、そういう場合を除いては

やっぱりちゃんとした対応をしていただくというのを決めておいていかなくちゃいけないと。今から取り扱われると思いますが、以前、高等学校でそういう使用をされるようになったときに修理代を自分で持たんといかんとかなんとかいろんな問題が起きたことを聞いておりますが、そういうことになりますと大変だと思います。だから、家庭に負担が行かないように、ぜひその辺については今後の協議の中でちゃんとした規定をつくっていただきたいと思います。

次にお尋ねしたいんですが、これは全て先生方が御指導なさると思うんですが、今の若い先生方はこういう取扱いは十分できられるんじゃないかと思えます。しかし、そうでない人もあると思えますが、このことによって先生方の負担もこれまで以上に非常に大きくなる可能性があると思えます。それでなくても先生方の忙しさというのは大変ですが、そういう点について、先生たちの対応というのを、これを導入することによってどのようにお考えになっているのか、その辺についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

こういったICT機器、コンピューターのパソコンのようなものになりますけれども、これを学習の道具ということで使っていくということで、学校現場では今までにない使い方、今までも各教室に電子黒板はありますので、そういった中での使い方ありますけれども、子供たち一人一人がそういった端末を持ってというのはまた初めてのやり方になってくると思えます。そういった中で、当然言われるように、ある程度パソコンとか、そういったICT機器の使い慣れた方、そうでない先生方というのも当然いらっしゃると思えます。

基本的には、この端末導入に当たっては、基本的な使い方についてはこの契約の中で研修を、まず、基本的な使い方をしてもらうということを考えております。

実際、教育の場で使っていくに当たっては、それぞれの教科だったり、そういった中でどうやって効果的な使い方ができるのか、どういった使い方、教え方ができるのか、教材等の使い方とか、いろいろなことがこれから出てくると思えます。ここにつきましては、国、県のほうがそういった端末上で使えるようないろいろな教材の教え方だったりとか、端末を使って効果的な教科の指導方法というのは今後示されていくと思えますけれども、実際、学校現場の中ではそういった研修等も含めながら、かつそれぞれの学校にICT推進の担当の先生方がいらっしゃいますので、そういった方については市のほうでまた共通で一緒に推進の仕方について等も協議をしながら、そういった先生方が核になりながら、それぞれの各学校で先生方のフォローをしていただくなり、そういった中で使い方というのを慣れて活用していただくという部分を徐々に進めていくことが必要になってくるということを考えており

ます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろな取組をされるとと思いますが、ある程度の慣れるまでは先生方にとっては大変な負担だと思うんです、そう思いませんか。先生方は、学校の先生になるまでは長い間かかっているいろいろな教育の仕方なんか勉強しながら来て今子供たちを教えられているんですが、急にこういう形のものが出た。電子黒板なんか扱ってきたとはいったものの、全ての子供たちが十分理解できるような指導をしなくちゃいけないわけでしょう。そのときにそれぞれの先生方が十分理解できないということになりますと、これはもう大変なことになると思います。先生によって子供たちがどんなにちゃんと扱えるか扱えないかと、そういうのも出てくると思いますし、そういう面では、よっぽどのがないとは私は十分にこれを使いこなしていくということが困難じゃないかなという気がします。自分があんまりできないもんだからそういうのが先に立つんですが、しかし、実際そうじゃないかという気がしますね。

以前、私思い出しますと、もう大分なりますが、ワープロが出た頃、ある先生がもうワープロを使いきらんけん辞めると、辞めた先生もいらしたんですが、今は先生方も大分機械を使いこなされますからいいんですが、しかし、やっぱりそういうことがないような取扱いをぜひ。

まず最初の取扱いの指導というのは、納入された機械屋さんのほうから、業者さんのほうからいらっしゃるんですか、その辺はどうなんですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

まず、導入するコンピューターの操作の基本的なところについては、今回導入をする中で、契約の中で、市内の小・中学校全校研修を行って、基本的な使い方について、操作について研修を行っていただくということを含めて仕様書の中に入れておりますので、まず、納入業者のほうで基本的な使い方は各先生方に一回指導というか、研修をしてもらうということを考えております。

その後、実際のいろいろな教科の中で使っていく、指導で使っていくというところは、また、教科ごとの研修だったりとか、いろいろな指導方法については、県などの研修もあると思いますし、各学校でも、例えば、単独で各学校でそういうことをしたいということであれば、そういったことも各学校の対応の中で可能だと考えております。

そういったところを市としては支援をしていく必要があると思っておりますし、また、先ほ

ど言いましたように、共通で先生方がお互い支援ができるような体制等、併せて、例えば、教材等につきまして、どこかの学校で作ったものをまたどこかの学校で作るとかいうこともありますけれども、そういった指導の教材について共有できるような仕組みを1つつくって、それをどこの学校の先生も参考にして使えるような形というのも考えていきたいということをおっしゃっています。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最後にします。

最初、この会社からの指導ということになりますと、この会社からは鹿島だけやなくてほかのところにもいっぱい入れてあると思いますから、そんだけの指導が十分行き渡るだけの体制があるのかどうか私心配です。

というのは、1点、私たち議会も委員会で、四、五人でしたが、研修、研究のために個人で買ってやると。会社から教えに来ますとおっしゃったが、一遍も来てもらえませんでした。結局、私はおもちゃにしかありませんでしたが、ここはそういうことはないと思いますが、しかし、やっぱりこの会社が、鹿島だけでもこれだけのを入れてもらっている、ほかの周りにも入れてあると思いますから、指導者がどれだけいらしてどれだけ行き渡っていくのかというのが非常に心配になります。そこはやっぱりちゃんと対応していただきたいと思いますが、何度も言いますが、先生方の精神的な負担、非常に大きなものがあると思いますので、その辺は教育委員会として十分に対応して動きをしっかりと見て、教育長、その辺はぜひそういう負担がないというのは絶対言えません。だから、そこはちゃんと指導のやり方で調整をしながら教育長が進めていっていただきたいと思いますが、教育長、この件について一言。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

今回、タブレット端末、機器の導入ということで臨時議会を開催していただきましてありがとうございました。

今、学校での使い方の問題が出ておりますけれども、これが初めてタブレット端末が入るといふなら非常に難しい問題ですけれども、先ほどございましたように、各教室には電子黒板がございますし、各学校には小学校1クラス分、中学校2クラス分の既にタブレット端末、これまで使ってきたものがありますので、ある程度機器の使い方については教職員も熟知していると、その中で現在も使っていると。

問題は、これが全ての児童・生徒に1台となりましたので、これまでよりも使う機会が増

えると。それと、いかに効果的、効率的に授業の中で使うかと、そのことがこれから問題になってくると思います。先ほど納入業者からの研修もあるということでしたけれども、これはどちらかというと、機器の使い方なのかなということですのでそれほど心配をしておりません。これからは授業の中身、例えば、算数や数学でどんな使い方をしたら非常にタブレット端末というのは効果的なのかと。その中身の問題になってきますので、これは県の教育センターとか、あるいは市内の中でも使い方についていろいろ研修をしながらやっていくということになります。

しかしながら、これを導入した一、二年は非常に先生方もこれまでよりも大変になってくるというのは私どもも考えておりますので、そこはしっかり支援をしていくということで、これだけたくさんさんの予算を使わせていただきましたので、今申しましたように、いかに効果的に使っていくかと、そこを私たちも支援、指導をしていく所存でございます。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

私も財産の取得について質問をさせていただきます。

仮契約の中身についてであります。

仮契約の内容についてでありますけれども、納期はいつどうなっておるのか、お答えください。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

仮契約の納期は令和3年3月31日となっております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

この財産の取得、各小学校、中学校の学生にパソコン、コンピューター使用が1台ずつということであります。これは待ちに待った授業でありまして、納期が3月31日、でも、先ほどの答弁では、コロナだ何だ、全国的に導入が広がっているという中であります。これは本当に守られるのでしょうか、再度お聞きします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

今、仮契約の中では3月31日ということで契約をしておりますので、基本的にそこがペー

スになってくると思います。

ただ、状況的にはコロナの再拡大等の状況があります。そこで緊急事態宣言等も出されている状況の中で、国のほうが緊急事態宣言が出ている地域の学校に対しての端末の整備のほうをまず早急にするようにというふうなメッセージが出されている中で、端末の全体的な供給量が不足ぎみという状況でございますので、今後の状況の中ではそこについては注視をしていく必要があると考えております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

ぜひ子供たちもパソコンは待っていることだと思っておりますし、いち早く使いたいという子供たちの思いもあると思います。そういった中で、もしいろんな不測の事態があつて納期が間に合わなかったとなれば非常に困るわけでありましてけれども、そういった場合は契約の延長という形でまた議会に取り上げられると思います。それでも努力はされていると思っておりますけれども、大体そうならないようにしていただきたいと思っております。3月末にパソコンが入って、大体子供たちはいつから使えるものなんでしょうか。4月入学式じゃないんですけれども、新年度始まってからすぐ使えるものなのか、そこら辺の体制をお聞きしたいと思っております。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

基本的に端末のほうの納品、最後までいけば、もうその学校のほうでそれぞれ1人1台がネット環境も含めて使えるような状態になります。その中で、物理的には端末操作そのものができますけれども、先ほど言いましたように、学習の中でいかに使っていくかというところは当然、先生方の指導のやり方とか、そういったところをしっかりと先生方に把握してもらって、それを実践していただくというようなことが出てくると思います。そこにつきましては先生方も、例えば、研修等を重ねながら、教科の教え方だったりとか、指導方法についてはそれぞれ続けて重ねられていく必要があると考えています。

現実的なところを言いますと、そういった時間を学校のほうが普通の課業をしている中で十分に取れるかというところが非常に厳しい環境でございます。考えますのは、やはり夏季休暇、この中でしっかりとまずは研修等を充実させていく時間が取れると思っておりますので、操作については、端末が入れば当然、基本的な使い方というのは子供たちも先生も徐々に使っていくことはできると思っておりますが、授業の中でより効果的に使っていく指導法も先生のほうがさらにいろいろと熟練されてしていくというのは、そこは段階を経ながら徐々に進んでいくもの

と考えております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

今後、仮契約、本契約となっていくわけであると思っておりますけれども、これは一業者のプライドにかけて3月までに納入をしていただきたいと思いますし、できなかったからといって簡単に契約延長というわけにはなかなかいかないと思っておりますので、その点しっかりと対応していただきたいと思います。

先ほど教育長も答弁いただきました、効果的、効率的に使う、そして、今後どんな使い方をするかということになります。私もそう思います。教師のほうも大変だと思っておりますけれども、もちろん徐々にしていくのも大事だと思っておりますけれども、全国一斉にパソコンが入るわけであって、これは教育長の手腕、学校長の手腕というのが非常に試される時期だと思っております。ほかの市町よりも使用回数が少ないとか、鹿島の子供たちはこのパソコンのおかげで学力が上がったとか、そういった先進的な企画というのが非常に大事だと思っております。

改めてお伺いしますが、教育長の改めての決意、非常に評価されると思っておりますし、その辺のストレスも今後たまられると思っておりますけれども、しっかりとした要綱なり先進的な事例をつくるのがこれからの教育長の非常に大きな仕事だと思っております。いま一度決意をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

いつから使えるのかと先ほど御質問ございましたけれども、私は機器が来たらなるべく早く、とにかくまず1年目はたくさん触って、このタブレット端末のよさを児童・生徒が、あるいは先生方が分かっているということが大事ですので、もちろん学力向上とかいろんな可能性もございますけれども、まずはこの機器をたくさん触って機械に慣れて、そして、有効に活用していくということが大事だと考えております。

それと、私が一番期待しておりますのは、もちろん学力面の向上もありますけれども、このタブレット端末を使うことによっていろんな子供たち一人一人の可能性が生まれてくる、あるいは可能性が見えてくるということがありますので、子供たち自身にとっては自分の可能性を見つける機会になりますし、あるいは、これを先生方、周りの教職員がまた発見していくというような機会にしてもらいたいと思っております。

ぜひこの140,000千円を有効に活用して、鹿島の子供たちがまた未来に向かっていける一

つの機会にしたいと考えておりますので、小さく一つ一つ、学力向上だとか、いろんな学習指導法のこともありますけれども、大きくはやはり子供たちの夢を広げていくということにつなげていきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、数名の議員の方から質問等があつて、少しずつ内容が詳しく分かってまいりました。

しかし、今日、朝9時からの全員協議会の中でも私が述べたように、この仮契約の手順というものがどうだったのかなど。最終的にこれは地元の業者は落札されていないわけです。この落札をされた、ここに書いてありますから社名は述べてもいいだろうと思いますが、学映システムさん、もともとは教材の販売、武雄のほうにもともとあったんじゃないかなと思います。今は本社は佐賀でしょう。今様々な学校にここの業者さんは入っていらっしゃると思います。パソコンの指導であつたりとか、いろんなそういうふうなもの。業者としてはもちろん申し分はないのかも分かりませんが、その前にまず、昨年9月に議会の中で新型コロナ感染症の地方創生臨時交付金ということで補正を組みました。そのときが小学3年生から6年生プラス教師用、そして、中学1年から中学3年までの生徒プラスの教師用、これが135,541千円の補正予算をつけました。それに加えて、これに附属する校内のLAN整備に95,000千円補正を議会で可決しました。

ここからです。ここから指名競争入札を始めていくわけですが、先ほど担当課長は県内40者へ仕様書を送付したと。その中で3者が、まず、この指名競争入札に参加をすると10月30日に申出が出ている。しかし、その後、11月12日に業者2者から辞退届が提出されたため、1者だけでは指名競争入札は成立しませんから、これの中止を決定したと。そうしている間に12月議会が始まります。そして、今度はここで小学1年生、2年生のタブレットが440台分、こちらのほうが29,480千円の補正を組みました。今回そのまま9月補正で言っていた小学3年生から中学3年生の分と12月議会の小学1、2年生、この分。結局小・中学生全部を一気に入札を行おうとしてくる。この手順について、朝の全員協議会でも担当課長は、コロナ禍の中、タブレット端末の不足が言われていると。それを分かっているながら、なぜ3月までの納期という設定をするのか。ここに間違いがあるんじゃないですか。多分地元の業者はここが省かれていたら入札に参加できたんじゃないですか、そのあたりどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

まず1点目、端末の不足の状況があるという中で、12月議会で小学1年生、2年生の分も

含めて補正予算をいただきまして、その後、一般競争入札をしたということの中での、その状況についてということでございます。

これにつきましては、国のほうから昨年秋ぐらいの状況でコロナウイルスが再拡大をしている中で、1人1台の端末環境の早期の整備をというふうな通知がなされております。それをもちまして、12月議会で次年度以降に予定をしていました1年生、2年生の分についても補正予算をお願いしたところでございます。そういった中で、端末の全国的な不足という状況は当然把握している中で、12月議会ではそこも想定して繰越しの手続もお願いしているところでございます。そういったリスクも把握をしておりました。

この端末の整備につきましては、国の補助金、コロナウイルスの臨時交付金以外に、文科省の国庫補助金というのも活用していくこととしております。そういった中で、国、県のほうで今の状況等を踏まえて繰越し等についても可能性として相談をしたところでございますけれども、今の状況の中ではしっかりと3月末の納期を目指して手続を進めていくようにというふうな指導もありましたので、そういった中でいかに工夫して3月末までの納期を行っていくかというところで入札の係のほうとも相談した中で、より可能性がある一般競争入札という形でさせていただいた経過がございます。

それから、市内業者についての可能性ということでございます。

これにつきましては、若干端末の性格的なものになりますけれども、今回、グーグル・クロームのOSということで選定しておりますが、これにつきましては、GIGAスクール構想の仕様の中で端末の基本ツールというのがセットになっておまして、これがグーグル・クロームの基本ツールのアップグレードを随時行っていくというふうなライセンスになっております。これについては、グーグルの認定パートナーということで販売についてはライセンスが必要というようなことになっておまして、これを持っておられる業者さんがなかなかいないという状況でございまして、その中で対応できる業者さんというところが制限されているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今の説明を聞いていると余計分からなくなってくるじゃないですか。じゃ、そのグーグルの認定業者じゃないといけないと。そこにまた新たな壁ができてくる。グーグルのこういうふうな機種という、このタブレット自体、選定は誰が決めたんですか。これは国のほうがこの機種を使ってくださいというふうな話があったんですか。それについてはどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

このグーグルのOSの選定については12月議会でも御説明をいたしておりますけれども、基本的にGIGAスクール用の端末というのはOSが3つほど候補としてあるということでございます。国のほうも含めてその3つを示されております。その3つのOSの中でどれを選定していくかということで、ここは学校の先生方を含めて実際その端末のデモ等を行った中で一番評価の高かったOSを選定するというを手續として行った中で決定しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

分かりました。

じゃ、10月30日、3者を指名して、そのうち11月12日、2者から辞退届が提出されていますが、もともと指名競争入札をした3者の中に地元鹿島市の企業は入っていましたか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

指名競争入札に参加予定の指名業者については、市内はいらっしゃいません。佐賀市本店が2者、佐賀市支店が1者（28ページで訂正）の3者でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、今回仮契約を結んだ学映システムは、その3者の中にもともと入っていたんですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

株式会社学映システムさんは指名業者の中に入っておられました。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

入札の経緯については今説明を受けましたので、理解をいたしました。

それでは、先ほどほかの議員からも質問があった、じゃ、これをどのように有効に活用していくのか。どうも今話を聞いていると、全くこれをどうやって使っていこうかという、教育長からも考え方が見えてこないですね。整備は整うが、じゃ、これをどういうふうにも有効活用していくかというのをやっぱり早急に考えないと。そして、大体この中に、いずれはそうなるのかどうかよく分かりませんが、もともとはこれはテキストであったり教科書が入っているわけじゃないんでしょう。これは一つのノート型のパソコンだけなんですよ。じゃ、これをどうやって教育に生かしていくか。これで遠隔の授業を取り込むということは、そうなったら今度は家庭にWi-Fiの整備、様々な問題が起きてきます。そこのあたりを——やっぱりこれだけのお金を使うんですよ。それも手厚いと思いますよ。小学生から中学生まで全員に1台ずつパソコンが渡されるんだから。それはやっぱり教育の分野として考えないといけないと思いますよ。どうですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

このGIGAスクール構想については、これまでも議会の答弁の中で述べてきたところで。これからはノートや鉛筆と同じように、このタブレットが教材として必須のアイテムであるということをお答えしたところです。しかし、これはあくまでも教育を行うための道具であるということには変わりありません。先ほど出ましたように、例えば、デジタル教科書、現在は教師用の教科書、これは有償のものを使っております。今後、デジタル教科書を各個人のタブレットに導入していくか、まず、4月1日現在ではそこはまだ考えておりません。国もこれから個人用のデジタル教科書をどのように国として紙の教科書のように無償にさせていただくのか、その辺は今後検討される場所であると思います。今のところ、4月導入の時点ではデジタル教科書を導入するのは考えておりません。しかし、いろんな無償のアプリもございますので、そのあたりをまず導入しながら、あとは有償のドリルをいかに使っていくか。これは個別の学習をしていくためにも必要なものがございますので、ここは学校と相談をしながら、現在紙として買っているドリルや学習帳、これをこのタブレットの中に入れてたほうがいいのか、そのあたりは話をしながらやっていくところです。

それと、学習での活用例はこれまでも述べてきたところでございます。

例えば、調べ学習に使えると。先ほど申しましたように、いろんな問題を解いていきますけれども、それを個別化した、個に応じた問題はドリル学習的なものができる。あるいは、

表現や制作、これもタブレット上で表現や制作ができると。それと、話し合い活動にも有効な活用ができると。さっきありましたように、遠隔教育も今後考えていかななくてはならないと思っております。

しかし、そもそもがこれはリモートを始めるために導入するというのが先にあったものではなく、まず、教室の学習の中で活用を使うということですので、それを第一と考えながら、今後、各家庭でのリモートが必要になった場合の使い方も随時考えていくところでございます。

ですので、一つ一つをいかに有効に使っていくかというのは、いろんなこれまでの例もございますので、そこを参考にしながら、鹿島の小・中学校としてはよりより使い方をやっていくというところを考えております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、教育長の答弁を聞いていて、各学校に相談をしながらというのもいいのかも分からないけど、鹿島市の教育として今後、デジタル化、ICTの推進はこういうふうにやっていくんだというのを教育長、打ち出さないで。一つ一つ各学校に聞いていたらばらばらになるでしょう。隣の武雄市さんが花まるというのを採用されていますね。これをデジタル化というか、パソコン、タブレットを配備するとなつて、特別な、そういうふうな専門家を入れ込むということは考えていらっしゃいますか。それとも各学校の先生方独自でこれをやっていただくのか。どのように考えていますか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

武雄市は花まる学習というのを以前から取り入れられていることは私も存じております。しかし、鹿島市も同じように外部の方を入れてそのようにやっていくということは考えておりません。これは今後やっぱり長く学校で実績をつくりながらやっていくところでございますので、そこも今後やりながら、4月1日から何かをやるというところは考えておりません。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

教育長の考え方としてはそれでもいいのかも分かりません。ただ、県内10市の中でほかの9市との格差がついてこないように、そのあたりにしっかりと目を配っていただかないと、同じようなGIGAスクール構想推進の中で、機材の整備は整っているのになかなかその活

用がこの地区は遅れているなんていうことにならないようにしていただきたいなと思っております。

それと、最後に担当課長にお聞きしますが、校内LANの整備は9月議会で95,000千円、これは可決をしていますが、もうこれは整備は終わっていますか、どうなっていますか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

9月議会で全小・中学校の教室等の無線Wi-Fi環境、高速通信環境のほうの補正予算もいただきまして、その後、手続して、今工期というか、整備期間に入っております、3月の工期ということで整備を進めているところでございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

最後の質問にします。

9月補正、12月補正、その両方で合わさった金額が165,021千円でした。それプラスの校内LANの整備で95,000千円。今回、学習用コンピューター、契約の金額が141,459,670円、この差額、約24,000千円、23,500千円ぐらい、こちらのほうはどのように今後これを使われる予定でしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

結果的に入札残ということになってくると思いますが、担当課、教育総務課の予算ではこちらのほうはもう整備ができるということで、教育総務課で執行残についての活用というのは今のところ考えていません。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

さっきので最後にしようと思っておりましたが、こういうふうに入札1者ではあっても、予定していた補正予算よりも二千数百万円お安く契約ができたということなんですよ。せっかくこれは子供の学習用に補正を組んだんですよ。何かしら二千数百万円の、指導員の方の人件費であったり、そういうふうなのに私は使ってもいいんじゃないかなと。何でもかんでも本会計に戻さないというわけではないと思うんですよ。そこのあたりは庁内でも協

議をしていただいて、本当にこれがタブレットを入れてよかったと保護者も言っていただくようにこれからお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

申し訳ありません。先ほど伊東議員の御質問に指名業者3者のお答えをいたしました。佐賀市本店が1者、佐賀市支店が2者でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第1号 財産の取得については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして今期臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時14分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長 角 田 一 美

会議録署名議員 14番 松 尾 征 子

同 上 15番 松 田 義 太

同 上 1 番 中 村 日出代